



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和6年11月26日 変革の時代における競争政策セミナー

グリーンガイドラインについて

グリーン社会の実現に関する公正取引委員会のこれまでの取組：経緯等

R3
以前

- 「リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針」等の各種ガイドラインの策定や政策提言
- 相談事例への対応
- **更なる対応の検討開始**

R4

- 競争政策研究センター国際シンポジウム「グリーン成長と競争政策」（3月）
- 自由民主党政務調査会・競争政策調査会「成長と分配の好循環を実現するための競争環境の整備について」（5月）
- 日本経済団体連合会：2022年度規制改革要望「グリーン成長実現に向けた事業者間連携に関する独占禁止法の留意点の明確化」（9月）
- **グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関するガイドライン検討会（10月）**

R5

- **「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定（3月）**
- 普及啓発活動
- 相談事例への対応
- **ガイドライン改定の検討開始（10月）**

R6

- 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方（改定案）」に対する意見募集（2月）
- **グリーンガイドライン改定成案の公表（4月）**
- 普及啓発活動
- 相談事例への対応
- 継続的な見直しの検討



グリーンガイドライン策定の背景・趣旨

気候変動問題は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題であり、国際社会の一致団結した取組の強化が急務となっている。

こうした中、我が国では、2021年10月、「**地球温暖化対策計画**」が閣議決定され、**2050年のカーボンニュートラル実現**という目標と整合的で野心的な目標として、**2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減**することを目指し、さらに、**50%の高みに向けて挑戦を続けていく**ことを表明。

これらの削減目標を達成するためには、環境負荷の低減と経済成長の両立する社会、すなわち「**グリーン社会**」を実現する必要がある。

グリーン社会の実現は、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われる必要があり、それぞれが一定の責務を行うことになる。

グリーン社会の実現に向けた政策として中心的な役割を担うのは、規制や補助金等による直接的な対応を実施する環境政策等である。一方、**独占禁止法・競争政策も補完的な役割**を担っている。

独占禁止法・競争政策の役割

- ・ **競争**を通じて、**資源の効率的な活用**を促進
- ・ **競争**を通じて、**新技術等のイノベーション**を促進



- 他方、独占禁止法上の考え方が十分明確でない場合、グリーン社会の実現に向けて事業者又は事業者団体が様々な取組を模索する中で、自らの取組が独占禁止法上問題となるのではないかと懸念を生じさせる可能性もある。
- 今後一層グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組が活発化・具体化すると考えられるところ、競争政策の観点からも、これまで以上に事業者等の取組を促進することが求められている。

新たな技術等のイノベーションを失わせる競争制限的な行為を未然に防止するとともに、事業者等の取組に対する法適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、**「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」**を策定することとした。

グリーンガイドラインの基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い。

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある。

※「優れた商品」には、当該商品の生産段階若しくは使用段階又は当該商品が部品として組み込まれた最終製品の生産段階若しくは使用段階における温室効果ガス削減に資する商品も含まれ得る。 

問題なし

問題あり

一方、事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、**事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる。**

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題。

また、事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合、当該取組の目的の合理性及び手段の相当性（より制限的でない他の代替的手段があるか等）を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮して、独占禁止法上問題となるか否か判断される。

「独占禁止法上問題とならない行為」及び「独占禁止法上問題となる行為」等の想定例を示しつつ、考え方を説明。

※「独占禁止法上問題となる行為」として挙げている想定例に該当するような行為についても、情報遮断措置等の措置による競争制限効果の解消のほか、海外からの競争圧力の増加といった国際的な競争状況も含めた市場の動向等の様々な追加的な検討要素も考えられるところ、これらについて事業者等からの説明がなされ、競争制限効果が解消されていること等が事実と認められる場合には、こうした事実を踏まえ、独占禁止法上問題ないと判断し得ることもある。



※事業者等の具体的な行為が違反となるか否かについては、個々の事案ごとに判断される。

※他のSDGs達成に向けた取組についても本考え方が示す判断枠組み等を適用できる可能性が高い。

グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方

第1 共同の取組

総論 問題とならない行為 問題となる行為 留意を要する行為 想定例

第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為

総論 問題とならない行為 問題となる行為 想定例

第3 優越的地位の濫用行為

総論 問題とならない行為 問題となる行為 想定例

第4 企業結合

総論 問題とならない企業結合 問題となる企業結合 想定例

第5 公正取引委員会への相談について

相談制度の案内 相談を迅速・円滑に進めるために望まれる準備 相談窓口の案内

継続的に考え方の見直しを検討

✓ R6 改定

合計で
84
の想定例

継続的に事例の追加を検討



石油化学コンビナートの構成事業者による カーボンニュートラルの実現に向けた共同行為に係る相談事例について

相談の要旨

出光興産

東ソー

トクヤマ

日鉄ステンレス

日本ゼオン

共同の発電設備等の設置及び利用等

原材料の共同購入等

二酸化炭素の共同での回収等

石油化学製品等の製造販売を行っている

出光興産(株)・東ソー(株)・(株)トクヤマ・日鉄ステンレス(株)・日本ゼオン(株)から、

周南コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けた以下を主とした取組について相談がなされた

- (1)発電設備等で使用する燃料について、**化石燃料から燃焼時に二酸化炭素の排出がないアンモニア等に転換するための共同の発電設備等の設置及び利用等の取組**（※結果として、二酸化炭素の大幅な削減を見込む）
- (2)製品の原材料について、化石燃料を原材料に用いた基礎化学品（エチレン、プロピレン等）から、二酸化炭素の排出が少ない原材料を用いたバイオ基礎化学品等に転換するための**原材料の共同購入等の取組**
- (3)製品の製造の際に排出される**二酸化炭素の共同での回収、燃料・原材料への再利用又は貯留の取組**

独占禁止法上の考え方

- 本件取組によって二酸化炭素の大幅な削減が見込まれ、**グリーン社会の実現に向けた取組と認められる**
- 本件取組は製品のコストに影響を与える取組であるが、**多くの製品については、出光興産ほか4社間に競合関係がないため、共同行為によって一定の取引分野における競争の実質的制限は生じない**
- 競合する製品であっても、地理的範囲が「日本全国」として画定されることなどから、**有力な競争事業者が存在したり、需要者から競争圧力が働いていたりするなどの市場の状況にあるため、共同行為によって一定の取引分野における競争の実質的制限は生じない**

公正取引委員会の回答の要旨

- ✓ 出光興産ほか4社が実施する(1)から(3)までの共同行為については、独占禁止法上問題となるものではない
- ✓ (1)から(3)まで以外の、周南コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為は、製品の販売価格のカルテルといった競争制限行為に該当しない限り、独占禁止法上問題となるものではない



グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方 ＜主な改定内容＞

1 共同の設備廃棄、共同調達等の取組に関する考え方の更なる明確化

- 生産数量等の競争上重要な事項に係る制限行為であっても、独占禁止法上問題とならない場合の明示
- 有力な競争者が存在する場合のほか、海外からの輸入圧力や需要者からの競争圧力等を考慮すれば、独占禁止法上の問題とはならない場合があることを説明
- 独占禁止法上問題とならない場合についての想定例の追加及び解説の記載の拡充

2 脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化

- グリーンの取組への該当性や競争促進効果としての脱炭素効果を主張する場合の方法や評価について記載を追加
- 関係省庁との連携について記載を追加

3 その他、事業者二一ズを踏まえた想定例・解説等の追加

- 情報発信や情報交換等に関する独占禁止法上の問題とならない想定例の追加
- 中小の物流事業者に対する優越的地位の濫用行為に関する想定例の追加
- 企業結合の市場画定や事例解説への説明の追加と想定例の追加

- 公正取引委員会は、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を一層後押しするため、設備の共同廃棄、原燃料等の共同調達、データ共有といった共同の取組について、独占禁止法上問題にならない行為を更に明確化する等の内容を追加したグリーンガイドラインの改定成案を公表
- 今後は、改定したグリーンガイドラインの周知に取り組むことによって事業者等の具体的な取組を後押しすると共に、今後の相談事例や市場の状況等を踏まえ、ガイドラインの更なる見直し（想定例の追加等の内容の拡充）を継続的に検討

グリーンガイドライン特設ページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/greentorikumi/.html>



グリーン社会の実現に向けた公正取引委員会の取組

事業者等の具体的取組への対応

- 様々な事業分野の相談に積極的かつ柔軟に対応
- 人員増強・専用窓口設置等により相談体制強化
 - ・ 外部人材（法曹資格者）の活用
- グリーン関連の相談事例の公表
 - ・ 他の事業者に参加となる事例を公表
 - ・ R6/2月 石油化学コンビナートの構成事業者によるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為
 - ・ R6/6月 輸送用機械メーカーによる二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術のための共同研究（相談事例集 事例1）

独占禁止法上の考え方の明確化

- グリーンガイドラインの公表（R5/3月）
 - ・ 事業者等によるグリーンの実現に対する法適用に係る透明性及び予見可能性を向上させ、事業者等の取組を後押し
- グリーンガイドラインの周知・説明
 - ・ 説明と併せて事業者等の更なる明確化ニーズを把握
- グリーンガイドラインの継続的見直し
 - ・ R6/4月改定 さらに見直しを継続

市場実態調査

- EV充電サービス実態調査（R5/7月及びR6/5月）
- 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査（R5/10月）

国際連携

- 海外競争当局との意見交換・経験共有
- 国際的な議論を主導（ICN（国際競争ネットワーク）サステナビリティ・ワークショップ（R6/7月）へのスピーカーとしての参加 / 世界銀行アドボカシーコンテスト優勝（R5/10月））

➤ 目的

- ・ 独占禁止法違反行為の未然防止
- ・ 独占禁止法に基づく規制に関する透明性及び予見可能性の確保

➤ 相談対応の対象

- ・ 今後、自ら行おうとする事業者・事業者団体からの相談
- ・ 具体的な行為（何を行おうとしているのか）の説明が必要

➤ 相談対応の種類

- ・ 事前相談制度（正式相談）：相談者、相談内容及び回答を公表
- ・ 一般相談：通常非公表（公表する場合あり）

相談件数の推移

	R元度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
事業者の活動に関する相談	1,870	1,966	1,782	2,879	5,727
●流通・取引慣行に関する相談 (うち優越的地位の濫用に関する相談)	1,623 (1,098)	1,776 (1,219)	1,620 (1,187)	2,631 (2,094)	5,414 (4,788)
●共同行為に関する相談	95	76	77	110	151
●技術取引に関する相談	14	17	9	8	13
●共同研究開発に関する相談	14	9	7	6	15
●その他	124	88	69	124	134
事業者団体の活動に関する相談	168	144	73	138	183
合計	2,038	2,110	1,855	3,018	5,911

新型コロナウイルス感染症の流行

約2割増

優越的地位の濫用に関する相談を除いた
相談件数の推移

940

891

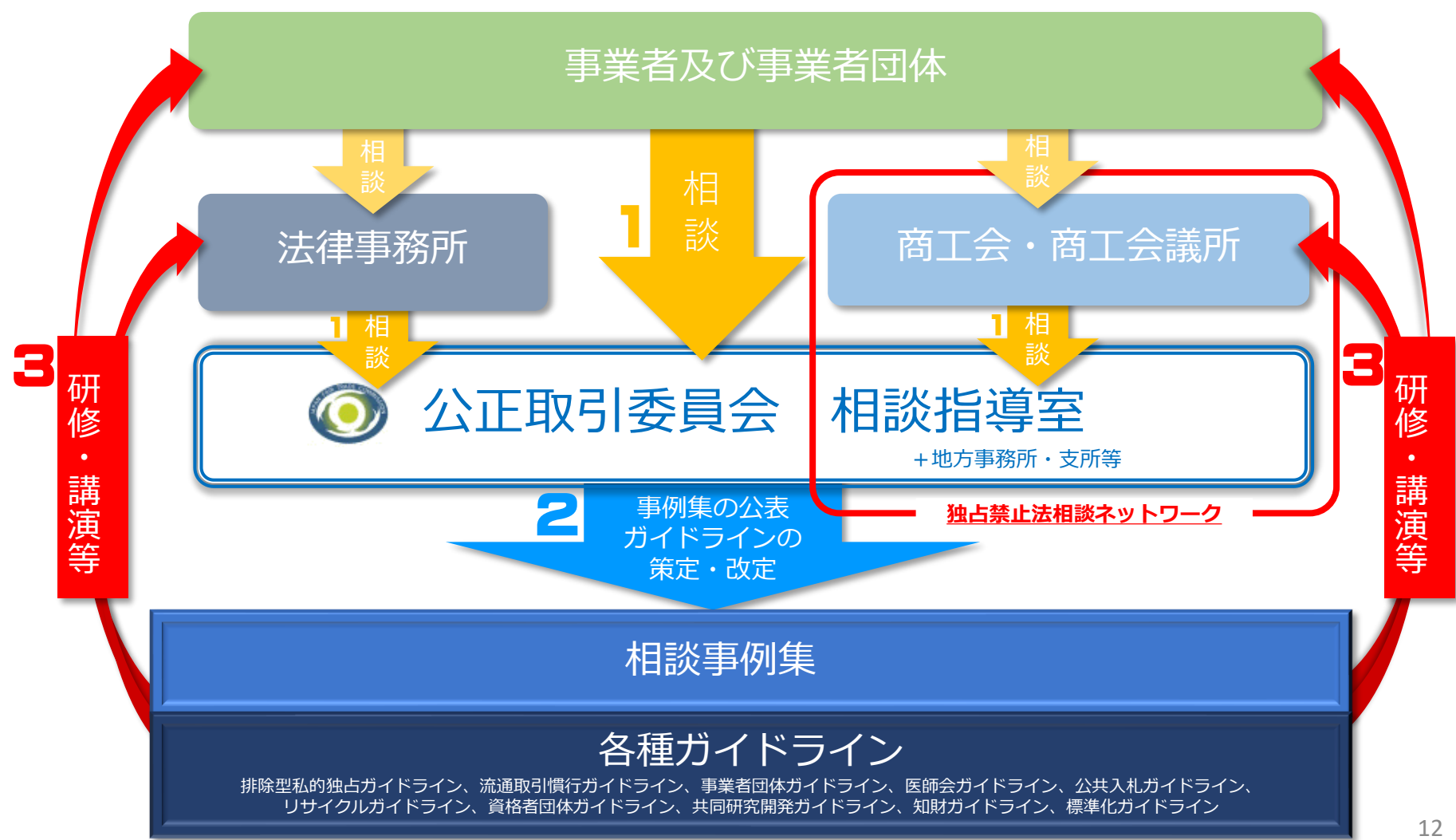
668

924

1,123

相談指導室の役割

- 独占禁止法違反行為の未然防止
- 独占禁止法に基づく規制に関する透明性及び予見可能性の確保



公正取引委員会ウェブサイト内の「相談事例集」ページのご案内

公正取引委員会ウェブサイト : <https://www.jftc.go.jp>



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH

サイト内検索

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 **独占禁止法** 下請法 フリーランス法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・検閲

- 独占禁止法とは
- 企業結合
- 講習会の御案内
- 施策別ページ
- 独占禁止法の法的措置一覧
- よくある質問コーナー(独占禁止法)
- 不当廉売
- **相談事例集**
- 物流特殊指定
- 入札談合等関与行為防止法

2024年11月1日から
フリーランスの方
のために、
新しい法律の
スタートします。

令和6年度
下請法定期調査
実施中

グリーン社会の実現に向け
た公正取引委員会の取組

採用情報

注目情報

企業結合 (令和6年7月26日) シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収に関する第三者からの情報・意見の募集について [報道発表](#)

報道発表資料 >

独占禁止法 (令和6年7月26日) A S P Japan 合同会社に対する排除措置命令について [報道発表](#)

お知らせ (令和6年7月26日) フリーランス法のショート動画を公開しました

お知らせ (令和6年7月24日) フリーランス法パンフレットを掲載しました

その他お知らせ >

公正取引委員会ウェブサイト内の「相談事例集」ページに参考となる主要な相談事例を掲載

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>

「キーワード検索」や後記「ジャンル別検索」が可能

- ・ 年度別
- ・ 行為類型別

例えば、「事業者の活動に関する事例」の場合

- 流通・取引慣行に関するもの
- 差別対価・差別取扱い
- 不当廉売
- 抱き合わせ販売等
- 排他条件付取引
- 再販売価格の拘束
- 流通価格や販売先に関する調査
- 取引先・販売地域・販売方法の制限
- その他の非価格制限行為
- 優越的地位の濫用に関するもの
- 技術取引に関するもの
- 業務提携に関するもの
- 共同研究開発に関するもの
- 共同行為に関するもの
- 新聞業特殊指定に関するもの

- ・ 産業分野別

- ・ 主なテーマ別

- グリーン関連相談
- インボイス関連相談
- 共同配送関連相談
- 時間外労働上限規制（2024年問題）への対応に関する相談

全国の相談窓口

●公正取引委員会事務総局 相談指導室

所在地: 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟

電話: 03(3581)5481

(注) 優越的地位の濫用に関する相談窓口は、企業取引課。

●北海道事務所 総務課

所在地: 札幌市中央区大通西12

札幌第3合同庁舎

電話: 011(231)6300

●東北事務所 総務課

所在地: 仙台市青葉区本町3-2-23

仙台第2合同庁舎

電話: 022(225)7095

●中部事務所 経済取引指導官

所在地: 名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館

電話: 052(961)9422

●近畿中国四国事務所 経済取引指導官

所在地: 大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

電話: 06(6941)2174

●中国支所 総務課

所在地: 広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎第4号館

電話: 082(228)1501

●四国支所 総務課

所在地: 高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎南館8階

電話: 087(811)1750

●九州事務所 経済取引指導官

所在地: 福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第2合同庁舎別館

電話: 092(431)5882

●内閣府沖縄総合事務局 公正取引課

所在地: 那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館

電話: 098(866)0049

